

# 家屋の被害状況調査と「り災証明書」

## ⇒ 被害状況調査

企画課被災者支援室 (☎62-5367)

この調査は、市の職員が被災現場に出向き、被災状況の調査を行うものです。この調査により確認された事実に基づいて「り災証明書」が発行されます。

調査の結果、住宅に一部損壊以上の被害があった場合には、市から「被害認定通知書」を郵送しています。

## ⇒ 被害状況調査の方法

企画課被災者支援室 (☎62-5367)

家屋の被害状況調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、建物の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によって判定を行います。

## ⇒ 被害判定の区分

企画課被災者支援室 (☎62-5367)

被害判定区分は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分です。

被害判定区分	被害の認定基準
全壊	建て直しをしなければならないような状態をいいます。 ▶住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住宅の損壊がはなはだしく、補修により元通りに使用することが困難なもの
大規模半壊	ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。 ▶住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもの
半壊	住宅の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。 ▶住宅がその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち住宅の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの
一部損壊	全壊、大規模半壊、および半壊に至らない程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のことをいいます。